区内では7人が表彰されました
令和8年度東京都功労者表彰

毎年10月1日の「都民の日」に、都民の生活と文化の向上に貢献した個人・団体が東京都功労者として表彰されます。今年度、区内では次の方々が表彰されました(敬称略・五十音順)。なお、(　)内は受賞者の主要経歴です。

■地域活動功労
井上ノエミ(墨田区議会議員)
徳田四郎(横川五丁目北部町会会長)
山田昇(江東橋三丁目町会会長)

■税務功労
尾﨑由雄(元本所法人会会長)

■福祉・医療・衛生功労
片山佳子(第二寺島小学校学校薬剤師)

■産業振興功労
石﨑利一(墨田硬質クローム鍍金有限会社代表取締役)
佐川清(元東京セーフ・ファニチュア協同組合理事長)

循環経済の推進に向けた実証実験です
大型プラスチックボックスの無料回収

家庭で不用になった衣装ケースなどの大型プラスチックボックスを回収し、資源として再利用する事業を試験実施します。回収品は再生プラスチック製品の原料として活用されます。なお、粗大ごみとしての回収ではありません。詳細は区HPをご覧ください。

[とき]11月30日(月)午前9時～午後2時　＊正午～午後1時を除く**[ところ]**すみだ清掃事務所(業平5－6－2)**[回収品目]**最大辺が80cm未満で、全てがプラスチック製の衣装ケース・コンテナボックス等　＊金属・布・木材が使われているもの、著しい汚れや破損があるものは不可**[対象]**区内在住の方　＊事業者を除く**[費用]**無料**[申込み]**オンライン申請か電話で、11月24日までに、すみだ清掃事務所☎5819－2572へ

ご協力ください
自転車のリユース・リサイクル

家庭で不用になった、まだ乗れる自転車を回収し、海外へ届ける自転車リユース・リサイクル事業を実施します。今回は実施場所が通常と異なりますのでご注意ください。なお、粗大ごみとしての回収ではありません。

[とき]11月30日(月)午前9時～午後2時　＊正午～午後1時を除く**[ところ]**すみだ清掃事務所分室(東向島5－9－11)　＊車での来場は不可**[回収品目]**乗車できる大人用自転車・子ども用自転車・電動アシスト自転車・マウンテンバイク・折り畳み式自転車　＊パンクしているものも可　＊キックバイク(ストライダー®等)は不可**[対象]**区内在住在勤の方＊事業者を除く**[費用]**無料**[申込み]**オンライン申請か電話で、11月23日までに、すみだ清掃事務所分室☎3613－2228へ

資源の有効活用にご協力ください
古着・水銀式体温計等の回収とフードドライブ

[とき／ところ]▶11月3日(祝)／白鬚公園(墨田1－4－42)　▶11月14日(土)／中和公園(菊川1－18－25)　▶11月22日(日)／すみだ清掃事務所(業平5－6－2)　＊時間はいずれも午前9時～午後2時　＊水銀製品の回収は11月22日のみ**[回収品目]**洗濯済みの古着、靴、ぬいぐるみ、金属製調理器具、賞味期限まで1か月以上の食品、ペットボトルキャップ、使用済歯ブラシ、廃食油、水銀製品(体温計・温度計・血圧計)、使い捨てコンタクトレンズの空ケース　＊汚れや破損、材質など、品物の状態によっては回収できない場合あり　＊詳細は問い合わせるか、区HPを参照**[対象]**区内在住の方　＊事業者を除く**[費用]**無料**[持込方法]**廃食油はペットボトルに入れ、水銀製品はケースに入れるか新聞紙等に包み、そのほかは回収品目別に半透明の袋に入れて当日直接会場へ　＊車での来場は不可**[問合せ]**すみだ清掃事務所分室☎3613－2228

9年1月～4月入所(転所)の利用者を募集します
認可保育施設

9年1月～4月入所(転所)の認可保育施設利用申込みを受け付けます。現在入所保留となっている方が9年1月以降も継続して入所を希望する場合も、再度申込みが必要です。なお、区外に転出予定で、区外の認可保育施設の利用を希望する方は、転出先の自治体に申し込んでください。詳細は「保育施設利用申込みのご案内」または区HPをご覧ください。

[対象]区内在住で、9年4月1日現在5歳以下の子ども**[申込み案内等の配布場所]**子ども施設課(区役所4階)、各認可保育施設・出張所、子育て支援総合センター(横川5－7－4すみだ保健子育て総合センター4階)　＊区HPからも出力可**[申込み]**▶オンライン＝11月19日～12月3日に区HPから申請　▶直接＝申込書等を11月27日～12月10日の午前9時～午後5時に区役所会議室21(2階)へ　＊土・日曜日を除く　＊12月2日は午後7時まで　▶郵送＝申込書等を11月19日～12月3日(消印有効)に問合せ先へ**[問合せ]**〒130－8640子ども施設課入園係☎5608－6152

9年度の利用児童を募集します
学童クラブ事業、ランドセル預かり事業

区では、児童に遊びと生活の場を与え、健全な育成を図る「学童クラブ事業」と、放課後に児童が学校から直接児童館に行き、自主的に過ごせる「ランドセル預かり事業」を実施しています。いずれも年度ごとに申請が必要です。詳細は区HPをご覧ください。

[対象]保護者の就労等により、放課後に家庭での適切な保護および育成が受けられない小学校1年生～3年生　＊4年生以上は特に必要と認められた場合のみ**[申込み]**11月5日～12月10日にオンライン申請　＊申込期間後は、9年2月中旬以降随時受け付け　＊新規利用の場合は面談あり**[問合せ]**地域子育て課地域子育て担当☎5608－6195

年末に仕事がある保護者のために
区立保育園の年末保育

[とき]12月29日(火)・30日(水)午前7時15分～午後6時15分**[実施園]**横川橋保育園(太平1－27－13)、押上保育園(押上2－10－17)、梅若保育園(墨田2－38－13)**[対象]**区内在住または区内の保育園に在園している、8年12月1日現在で生後6か月以上の未就学児**[定員]**各30人(書類選考)**[費用(日額)]**1人2500円　＊減額制度あり(詳細は区HPを参照)**[申込み]**12月1日までにオンライン申請か、申請書類を直接、子ども施設課保育運営支援係(区役所4階)☎5608－6162へ　＊申請書類は区HPから出力可

環境に優しい生活のために、ぜひご利用ください
みどりの補助金制度

まちに潤いと安らぎをもたらす緑を増やすため、屋上や壁面等の緑化や、緑のへい(生け垣、植樹帯)の設置をする方に、工事費等の一部を助成しています。また、区内に残された自然度の高い貴重な樹木(特別保全樹木)を保全するため、せん定費用や樹木診断費用の一部を助成しています。事前に申請が必要です。詳細は区HPをご覧ください。

[助成内容]下表のとおり**[問合せ]**環境保全課緑化推進担当☎5608－6208

種別	助成対象・条件	助成金額
屋上等緑化	建築物の屋上(最上部の平たんな屋根部分等)や屋根のないルーフバルコニー等に設置する1m²以上の緑地　＊築1年以上の建築物は事前に安全点検が必要(費用は区が負担)	1m²につき1万円で算出した額と、工事費(税抜き)の半額のうち、少ない方の額　＊いずれも上限40万円　＊1m²未満は切捨て 
壁面緑化	道路に面した建築物の壁面に1m²以上の補助器具を設置し、つる性植物等で覆ったもの	
緑のへい(生け垣)	沿道部分に、塀の形成を目的として高さ1m以上の樹木を枝葉同士が触れ合う間隔で列植したもの	植込み地の長さ1mにつき2万円で算出した額と、工事費(税抜き)のうち、少ない方の額　＊上限40万円　＊10cm未満は切捨て
緑のへい(植樹帯)	沿道部分の植栽ます(幅50cm以上)に、樹木を枝葉同士が触れ合う間隔で列植したもの　＊草花は対象外	植込み地の面積(植栽ますの縁石を除く)1m²につき2万4000円で算出した額と、工事費(税抜き)のうち、少ない方の額　＊上限40万円　＊10cm²未満は切捨て
特別保全樹木(樹木)	生育状態が健全で、地上1.5mの高さにおいて、幹の周囲が1.2m以上の樹木	▶せん定費用＝1本につき2万円で算出した額と、せん定費用(税抜き)の半額のうち、少ない方の額　＊上限10万円　▶樹木診断費用＝診断費用(税抜き)の半額　＊上限2万円
特別保全樹木(生け垣)	生育状態が健全で、道路に面した高さ1m以上・総延長30m以上の植栽	▶せん定費用＝1mにつき500円で算出した額▶樹木診断費用＝診断費用(税抜き)の半額　＊いずれも上限2万円

注緑のへいの工事に当たり、ブロック塀を取り壊した場合には、ブロック塀の長さ1mにつき1万円を助成金額に加算します。
注建築基準法などの法令に適合しない建築物に設置する場合や条例・要綱に基づき設置する場合を除きます。
注設置する場所により、助成対象とならない場合があります。
注特別保全樹木は事前に指定を受ける必要があります。

広告　墨田区の工務店　雨漏りのプロ！地域密着型で施工後も安心！■東洋堂ハウスSP■とうきょうスカイツリー駅前支店☎03－5637－7497